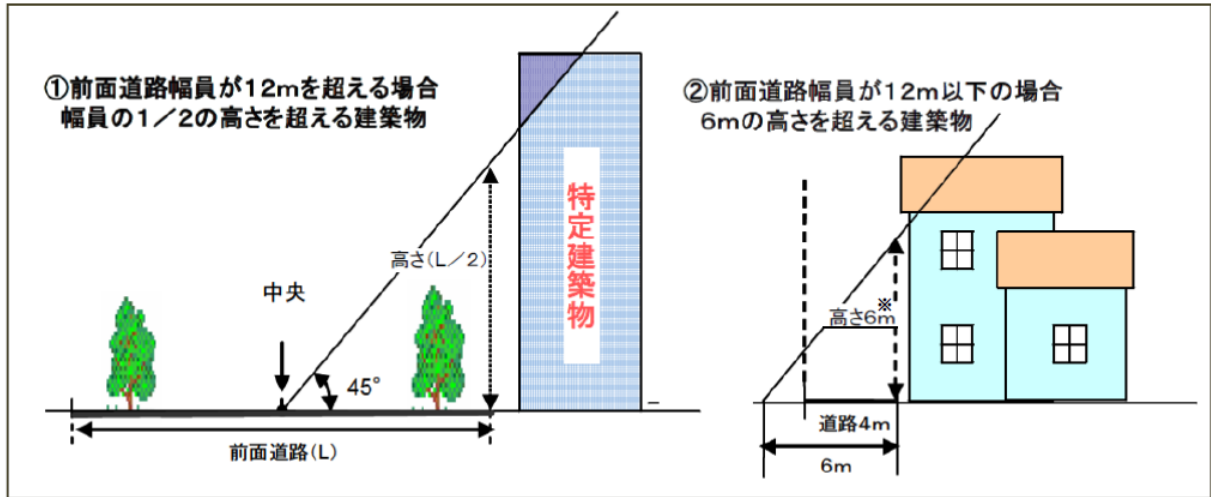


## ■ 緊急輸送道路沿道の対象特定既存耐震不適格建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして、耐震改修促進法第14条第3号により政令で定める建築物に規定される規模要件は下図に示すとおりです。

### 【多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物】



※ 前面道路の境界から建築物が後退している場合は、6mに後退距離を加えた高さとする。